

3. 他教科申請により「理科」を取得する方法（「理科」と「工業」を両方取得する方法）

これは、卒業時（3月）に「工業」の免許を取得し、4月以降に「理科」の免許を申請（取得）するという方法です（卒業時に両方を取得することはできません）。

1で述べた「理科」のみを取得する場合と比べて、「教職に関する科目」の必要単位数が少なく（4単位）、特に教育実習を行う必要がありませんので、皆さんの負担は軽くなっています。

高等学校教諭一種免許状（理科）の取得には、以下の条件が必要です。

1. 高等学校教諭一種免許状（工業）を取得する
2. 理科の免許の「教科に関する科目」（表1）のうち、20単位以上を修得する
3. 理科の免許の「教職に関する科目」のうち、「理科指導法A」と「理科指導法B」の2科目4単位を修得する

以下に、各項目を説明します。

1. 高等学校教諭一種免許状（工業）の取得
前節の“2. 「工業」のみを取得する方法”を参照して下さい。

2. 教科に関する科目

3頁の表1の全ての科目区分から1単位以上、合計20単位以上修得します。この数字だけを見ると大変なように感じるかもしれませんが、表1には卒業に必要な必修科目が多く含まれていますので、卒業要件を満たせば、自動的にほぼ20単位することになります。ただし、理科免許取得上の必修科目である生物学概論、基礎電磁気学の単位を必ず修得する必要があります。特に、生物学概論は卒業に必要な単位ではありません（卒業要件に含まれない）が、忘れずに履修しましょう（2年次以降に桐生キャンパスで開講）。

3. 教職に関する科目

理科指導法Aと理科指導法Bの2科目4単位を必ず修得します。いずれも、2年次以降に、桐生キャンパスで集中講義により開講されます。（2年次に理科指導法A、3年次に理科指導法Bを履修する）

以上をまとめると、他教科申請により「理科」免許を取得するための条件は、

1. 高等学校教諭一種免許状（工業）を取得する
 2. 生物学概論、基礎電磁気学の単位を修得する
 3. 理科指導法Aと理科指導法Bの単位を修得する
- となります。